「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第５項から第７項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部改正案についての意見･情報の募集」の結果について

令和８年３月26日
農林水産省消費・安全局

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第５項から第７項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部改正案」について、令和８年１月26日から令和８年２月24日までの期間、広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリック・コメントを実施したところです。

その結果、募集期間中において、当該案に対する御意見等は寄せられませんでした。このことから、当該案のとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第５項から第７項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年農林水産省告示第2217号）の一部改正を行うこととしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）
消費・安全局畜水産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線：4538）